

日 銀 業 第 2 0 3 号

2 0 2 4 年 4 月 1 6 日

当座勘定取引先

準備預り金取引先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」の一部改正に関する件

日本銀行と当座勘定取引のない金融機関等であって、国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用を行っていない者による新規に発行される国債（国債振替決済制度において取扱うものに限り、）にかかる払込金の払込みについて、日本銀行が承認した他の金融機関等が日銀ネットを利用して代行して払込むことを可能とすることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年4月23日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」中一部改正

○ 第1条を横線のとおり改める。

(趣 旨)

第1条 この規程は、次の各号の規定その他に基づき、当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金について必要な事項を定める。

(1) }
∫ } 略(不変)
(31) }

(31) の2 国債にかかる払込金(日本銀行金融ネットワークシステムの利用金融機関等以外の払込者分)の代行払込に関する規則第4条
以下略(不変)